

都立霊園の埋蔵施設の例



一般埋蔵施設（青山霊園）

一般的な平面形式の埋蔵施設です。



芝生埋蔵施設（八王子霊園）

一面芝生の平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。



立体埋蔵施設（染井霊園第2区）

使用許可日から起算して20年間は遺骨を施設内のカロート（納骨堂）に個別に埋蔵し、その後は指定された区域のカロートに共同埋蔵します。



合葬埋蔵施設（八柱霊園）

一つのお墓に多くの方々の遺骨を共同埋蔵する施設です。



樹林型合葬埋蔵施設（多磨霊園2号基）

樹林の下に、遺骨（粉状遺骨を含む）を直接土に触れる形で共同埋蔵する施設です。